

岩手県告示第105号

地方独立行政法人法施行細則（平成17年岩手県規則第1号）第9条第1項の規定により、次のとおり地方独立行政法人岩手県工業技術センターの資産を特定する。

令和6年2月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 建物附属設備

名 称	所在地	規 格	数 量	取得予定年月日
スロープ	盛岡市北飯岡二丁目4番25号	地方独立行政法人岩手県工業技術センターに備えておく契約書に記載のとおり。	1式	令和6年3月29日

2 構築物

名 称	所在地	規 格	数 量	取得予定年月日
駐車場	盛岡市北飯岡二丁目4番25号	地方独立行政法人岩手県工業技術センターに備えておく契約書に記載のとおり。	1式	令和6年3月29日